

財産処分に関する公告

この度役員会において議決し、神社本庁統理の承認を受けて、左記により財産の処分をすることになりましたので、宗教法人第二十三条の規定によって公告します。

平成 年 月 日

(所在地)

(社名)

代表役員宮司

印

氏子崇敬者その他利害関係人各位

記

一、処分の種類

一、処分する財産

(所在の場所)

(種類)

建物

(数量)

構造

建坪

一、処分の理由

一、処分の方法

一、処分価格及び代金の使途

一、権利者となる者の住所、氏名

一、実施の期日

平成 年 月 日

一、その他の条件

責任役員会議録謄本

一、日時 平成二十三年一月二十五日 午後一時開会

一、場所 神明社 拝殿

一、出席者 代表役員 宮司

責任役員

責任役員

一、議題 境内地売却について（昭和四十九年処分に関する件）

一、議事経過

代表役員宮司 昭和四十九年の道路拡幅の際、処分した土地について本庁統理承認

手続が履行されておらず、既に当該土地は道路として供用されているが、登記が移転できないでいる旨を説明。

責任役員清水 既に三十七年も道路として利用されている。今更手続不備だからと
いって処分を否定する訳にはいかない。

ここで追認して登記上も権利関係を現状に合致させる必要がある。

責任役員 賛成である。

以上現状を追認することに全員で合意し、閉会とする（午後二時閉会）

右議事録謄本は原本と相違ありません

平成二十三年二月 日

代表役員 宮司 佐々木高仁